

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

### 函館市条例第16号

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第13条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第26条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入

院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第26条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（協力医療機関との連携に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の第26条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。